

特別会計積立金運用規程

第1条（目的）

本規程は、姫路市立姫路高等学校PTA（以下「本会」という。）の特別会計積立金（以下「本会計」という。）を設けるに必要な事項及び運用について定めるものとする。

第2条（財源）

本会計の収入は、次のとおりとする。

- （1）本会の一般会計よりの繰入金
- （2）寄付金
- （3）雑収入

第3条（使途）

本会計の使途は、次のとおりとする。

- （1）姫路市立姫路高等学校の食堂運営にかかわる食堂管理運営等のための支出
- （2）教育支援及び部活動支援等にかかわる支出
- （3）本会の特別事業等にかかわる支出
- （4）その他、本会の目的達成のための特別な支出

第4条（運用）

本会計の運用は、次のとおりとする。

- （1）本会が予め計画した『食堂運営管理基準』に基づき必要と判断する支出及び本会が計画し実施する支出等にかかわるものとする。
- （2）特別事業等の支出については、都度協議したうえで計画実施する。
- （3）前項の支出については、役員会の承認を受け決裁する。
- （4）本会計の予算及び決算は、委員会の承認を受け、定時総会に提出しなければならない。

第5条（会計期間）

本会計の会計期間は、本会の会則に定める会計年度とする。

第6条（管理）

本会計の管理は、次のとおりとする。

- （1）本会計の管理責任者は、会長が指名した副会長がこれにあたる。
- （2）本会計の資金管理については、当該年度内の予算の範囲は普通預金にて管理し、特別な場合に支出する金額は定期預金にて管理した上、会計及び会計監査が定期的の実査を行うこととする。
- （3）本会計は本会の会計監査による監査を受けなければならない。

第7条（会計処理）

本会計の処理は、次のとおりとする。

- （1）本会計の勘定等は、支出内容に応じ区分した科目にて処理する。
- （2）本規程の定めのない事項は、役員会にて都度確認し処理する。

第8条（改廃）

本規程の改廃は、委員会で決定する。

（附則）

本規程は、平成29年3月18日に決定し、平成29年4月1日から施行する。

本規程は、平成31年4月20日の委員会において改正し、施行する。